

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 解の指定解除
家畜人工授精師の免許
肥料登録期間の更新
国民健康保険法に基く条例制定認可
小売販売業者甲の業者登録をしなかつた者
森林区施業計画等の変更
- ◇人委規則 人事報告に関する規則
- ◇公告 果有林立木の一般競争入札について
昭和二十九年七月一日鳥取県条例第四十七号
中訂正
- ◇正誤 昭和三十年四月一日鳥取県公安委員会規則第
二号中訂正

告示

鳥取県告示第七十六号

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二條の規定により解に指定した鳥取県農業綜合研究所を昭和三十年四月一日その指定を解除した。

昭和三十年四月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第七十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六條の規定により次のとおり家畜人工授精師の免許をした。

昭和三十年四月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

家畜人工授精師免許者

免許番号	家畜人工授精師として業務を行ふ家畜の種類	住 所	氏 名
三三四	全家畜	米子市上福原一、八〇六番地	岸本 三雄
三三五			家島 司朗
三三六			池田 宣行

三三七	岸政男
三三八	山形昌義
三三九	泰野嘉博
三四〇	高橋三郎
三四一	廣江種夫
三四二	日野郡根雨町根雨四三五番地 生田賢一
三四三	西伯郡名和町大字加茂五三六番地 野坂登志夫
三四四	日野郡江府町武庫九七番地 井上潤次郎
三四五	西伯郡大幡村字岸本三〇七番地 河合美穂子
三四六	日野郡溝口町大字畑池一、一三七番地 幸人
三四七	東伯郡赤碓町 鳥取果種 田平 睦男 畜場内

有効期間を更新した。
昭和三十年四月十二日
鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	肥料の名称	保証成分量	生産業者の住所
一九七	大豆油粕粉末	窒素 一四・九 磷酸 一・三 加里 一・八	米子市灘町三丁目 中国化成株式会社 桑原武一郎

鳥取県告示第七十九号
国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例制定を認可した。
昭和三十年四月十二日
鳥取県知事 遠藤 茂

一 国民健康保険を行う村 認可年月日
岩美郡米里村 昭和三十年三月二十三日

鳥取県告示第八十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第二十一条第二項第四号の要件を備えていない次の者に對し、昭和三十年における小売販売業者甲の業者登録をしなかつた。

昭和三十年四月十二日
鳥取県知事 遠藤 茂

氏名又は名称 営業所所在地
油井義治 鳥取市上町二二八
中山孫市 八頭郡河原町佐貫一、一一二

鳥取県告示第八十一号

昭和二十七年十一月二十八日鳥取県告示第五百五十一号及び昭和二十八年十一月二十七日鳥取県告示第五百二十号で公表した昭和二十八年四月一日及び昭和二十九年四月一日を始期とする森林区施業計画並びに昭和三十年一月二十五日鳥取県告示第四十五号で公表した昭和三十一年度森林区実施計画のうちC基本計画区XX森林区D基本

計画区XXXV森林区の森林区施業計画及び森林区実施計画を森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十二条第一項の規定に基き変更したので次の場所において公表する。
昭和三十年四月十二日
鳥取県知事 遠藤 茂

- C 基本計画区XX森林区
一 森林区施業計画
1 鳥取県庁
2 鳥取県中部地方事務所
二 昭和三十年年度森林区実施計画
1 鳥取県庁
2 鳥取県中部地方事務所
3 三朝町役場
- D 基本計画区XXXV森林区
一 森林区施業計画
1 鳥取県庁

- 2 鳥取県西部地方事務所
- 二 昭和三十年度森林区実施計画
- 1 鳥取県庁
- 2 鳥取県西部地方事務所
- 3 西伯町役場

人事委員会規則

人事報告に関する規則をここに公布する。

昭和三十年四月十二日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第二号

人事報告に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条第四項の規定に基き人事に関する報告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任命権者の報告)

第二条 任命権者は、この規則の定めるところにより、人事に関する事項を人事委員会に報告しなければならない。

(人事報告の種類等)

第三条 人事報告の種類、調製時期、報告期日及び様式は次のとおりとする。

報告の種類	調製の時期	報告期日	様式
職員採用調	その都度	採用後十日以内	別記第一号様式
職員退職調	"	退職後十日以内	別記第二号様式
職員の転任調	"	転任後十日以内	別記第二号様式
職員の昇任及び降任調	"	昇任及び降任後十日以内	別記第四号様式

職員の昇給昇格及び降給降格調	"	昇給昇格及び降給降格後十日以内	別記第五号様式
職員の休職及び復職調	"	休職及び復職後十日以内	別記第六号様式
警察職員の臨時待命調	"	臨時待命後十日以内	別記第七号様式
職員の扶養親族異動調	四月一日、七月一日、十月一日、一月一日	四月十日、七月十日、十月十日、一月十日	別記第八号様式
職員の資格試験免許取得調	"	"	別記第九号様式
職員の氏名変更調	"	"	別記第十号様式
職員の在職中における学歴取得調	"	"	別記第十一号様式

2 別記第一号様式から別記第七号様式までについては、任命権者で定めている人事異動通知書をもつてこれにかえることができる。

(雑則)

第四条 人事委員会は前条に定めるものを除くほか、任命権者に対して必要な事項について報告を求めることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。
- 2 人事統計報告に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第四号）は廃止する。

(別記第1号様式)

職員 の 採用 調

鳥取県人事委員会委員長 殿

下記のとおりに報告します

文書番号	提出年月日
報告責任者職氏名	

初任給決定の基礎

学歴 経験年数

勤務箇所	職名	氏名	採用年月日	初任給

職員 の 退職 調

鳥取県人事委員会委員長 殿

下記のとおりに報告します

文書番号	提出年月日
報告責任者職氏名	

勤務箇所

職名

氏名

氏名

退職年月日

退職理由

(別記第3号様式)

職員 の 転任 調

鳥取県人事委員会委員長 殿

下記のとおりに報告します

文書番号	提出年月日
報告責任者職氏名	

職名

氏名

職名

氏名

転任前の勤務箇所

転任後の勤務箇所

給料

転任前

転任後

発令年月日

職名

氏名

職名

氏名

転任前の勤務箇所

転任後の勤務箇所

給料

転任前

転任後

発令年月日

(注) 任命権者を異にして異動した場合には異動後の任命権者から報告すること。
(別記第4号様式) 職員 の 昇任 及 び 降任 調

鳥取県人事委員会委員長 殿

下記のとおりに報告します

文書番号	提出年月日
報告責任者職氏名	

勤務箇所

氏名

職名

氏名

昇任又は降任前の
吏員の級、組織階級
の地位並びに

昇任又は降任前の
吏員の級、組織階級
の地位並びに

昇任又は降任後の
吏員の級、組織階級
の地位並びに

昇任又は降任後の
吏員の級、組織階級
の地位並びに

発令年月日

勤務箇所

氏名

職名

氏名

昇任又は降任前の
吏員の級、組織階級
の地位並びに

昇任又は降任前の
吏員の級、組織階級
の地位並びに

昇任又は降任後の
吏員の級、組織階級
の地位並びに

昇任又は降任後の
吏員の級、組織階級
の地位並びに

発令年月日

(別記第5号様式)

職員 の 昇 給 昇 格 及 び 降 給 降 格 調

鳥取県人事委員会委員長 殿

㊦

文 書 番 号
提 出 年 月 日

下記のとおり報告します

報告責任者職氏名

勤 務 箇 所	職 名	氏 名	氏 名	昇給昇格前 の給料	又は降給 降格後の 給料	降給降格後 又は昇給 昇格後の 給料	定期昇給、 昇給、 降格、 降格の別	是正昇 給の別	発令年月日
---------	-----	-----	-----	--------------	--------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------	-------

級 号 級 号 級 号 昭和 年 月 日

(注) 1 転任に伴う昇給、降給の場合には第3号様式で報告すること。
2 昇任、降任に伴う昇給、降給は第4号様式で報告すること。

(別記第6号様式)

職 員 の 休 職 及 び 復 職 調

鳥取県人事委員会委員長 殿

㊦

文 書 番 号
提 出 年 月 日

下記のとおり報告します

報告責任者職氏名

勤 務 箇 所	職 名	氏 名	氏 名	休職又は 復職の別	休職又は復職年月日	休 職 の 理 由
---------	-----	-----	-----	--------------	-----------	-----------

(別記第7号様式)

警 察 職 員 の 臨 時 待 命 実 施 調

鳥取県人事委員会委員長 殿

㊦

文 書 番 号
提 出 年 月 日

下記のとおり報告します

報告責任者職氏名

勤 務 箇 所	職 名	氏 名	氏 名	名	臨 時 待 命 の 期 間	発 令 年 月 日
---------	-----	-----	-----	---	---------------	-----------

(別記第8号様式)

職 員 の 扶 養 親 族 調

鳥取県人事委員会委員長 殿

㊦

文 書 番 号
提 出 年 月 日

下記のとおり報告します

報告責任者職氏名

勤 務 箇 所	職 名	氏 名	氏 名	増	減	異動後の扶養親族数
			異動年月日	600円支給	400円支給	600円支給
			昭和 年 月 日	400円支給	600円支給	400円支給

(別記第9号様式) 職員の資格試験免許の取得調

鳥取県人事委員会委員長 殿

下記のとおり報告します

文書番号	提出年月日	資格試験免許の名称	取得年月日
⑩			
報告責任者職氏名			

(別記第10号様式) 職員の氏名変更調

鳥取県人事委員会委員長 殿

下記のとおり報告します

文書番号	提出年月日	報告責任者職氏名
⑪		

勤務箇所	職名	改姓前の氏名	改姓後の氏名	改姓年月日
				昭和 年 月 日

(別記第11号様式)

職員の在職中における学歴取得調

鳥取県人事委員会委員長 殿

下記のとおり報告します

文書番号	提出年月日	報告責任者職氏名
⑫		

勤務箇所	職名	氏名	在職中に卒業した学校		左の修学期間
			学 校 名	部 科 名	
			昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	第 学年 卒修等

- 備考 1 この報告は、一般職の職員のうちで職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第17条の賃金等で雇用する職員、非常勤職員、時間講師を除く全職員について提出すること。
- 2 勤務箇所欄には、知事御局及び各種行政委員会事務局においては課、庁、出先機関名県立学校においては学校名、警察においては課、署名を記入すること。
- 3 職名、欄には課長、係長、主事、技師、雇、看護婦、校長、教諭、実習助手等と記入し、警察官にあつてはその階級を記入すること。

公 告

次のとおり県有林の立木を一般競争入札によつて売却するにつき公告する。

昭和三十年四月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 箇 所 八頭郡河原町大字北地内
西郷県有林第一林班い小班
- 二 面 積 三町五反一畝歩
- 三 樹 種 すぎ(主伐木)
- 四 林 令 四十九年生
- 五 数 量 本数 四、六二五本
見込総材積 四、三〇九石
- 六 入札場所 鳥取市東町 鳥取県林務課
- 七 日 時 昭和三十年四月十九日午後一時まで
- (1) 集 合 昭和三十年四月十九日午後一時まで
- (2) 入 札 昭和三十年四月十九日午後一時三十分から

(3) 開 札 昭和三十年四月十九日入札直後
八 入札保証金 入札金額の百分の五以上
九 そ の 他

- (1) 代理人において入札する場合は委任状持参のこと。
- (2) 印鑑筆記具持参のこと。
- (3) 下見希望者は八頭郡河原町大字北地内県有林看守中塚壽治についてするとともに不明の点は鳥取県林務課あて問い合わせられたい。
- (4) この外入札執行上の細部契約条件等については入札前にその概要を説明する。

正 誤

昭和二十九年七月一日鳥取県条例第四十七号中誤植があるので次のとおり訂正する。

- 頁 段 行 誤 正
- 二十三 上 最終行 許可証交付手数料
- 頁 段 行 誤 正
- 六 上 五 覚せい、劑中毒
- 十九 別記第九号様式中 現。運に。転免許、許可を有するもの

昭和三十年四月一日鳥取県公安委員会規則第二号中誤植があるので次のとおり訂正する。

- 覚せい、劑中毒
- 現。運に。転免許、許可を有するもの

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取

英文タイプライター
東和タイプライター
ブルースター計算器
玉屋測量機

山陰代理店

有限
会社

雑賀タイライター商會

鳥取県公認

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地

電話(米子)一〇二二番